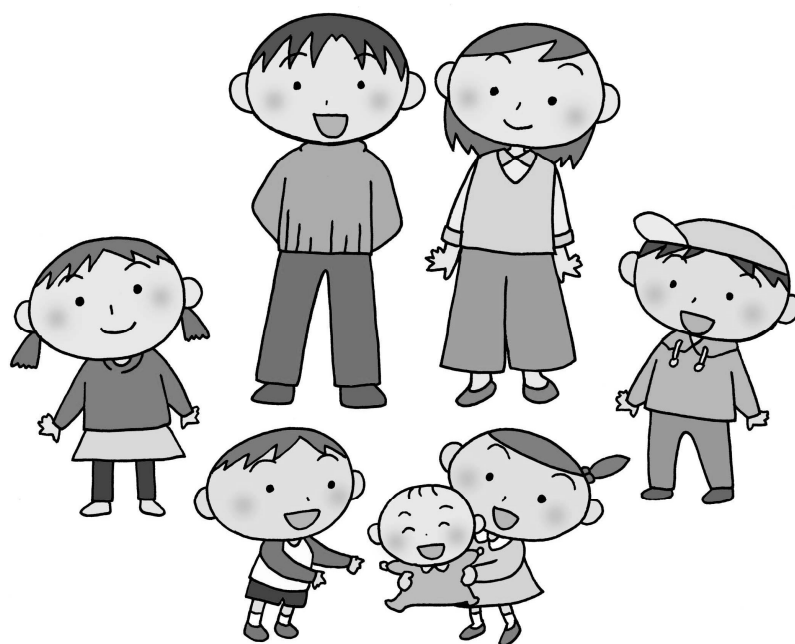


概要版

第3期

佐用町子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
佐用町

計画の概要

計画策定の背景と趣旨

少子化は急速に進行しており、その背景として、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめざるをえない経済状況や、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、仕事と子育ての両立が困難などといった悩みや不安を抱えながら子育てを行っている状況などが挙げられます。

佐用町では、平成 27 年 3 月に「第 1 期佐用町子ども・子育て支援事業計画」、令和 2 年 3 月に第 2 期計画を策定し、「のびのび佐用 みんなが笑顔で育つまち」を基本理念として、子育てに関する様々な施策を総合的に進めてきました。

しかし、少子化や世帯規模の縮小、共働きによる低年齢児保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

以上のことを踏まえ、社会状況の変化や、国の動向等を踏まえつつ「第 3 期佐用町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

計画の期間と位置づけ

本計画は、「第 2 期佐用町子ども・子育て支援事業計画」の考え方を継承するものとし、また、町の上位計画である「佐用町総合計画」等との整合を図り策定しています。

計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。計画最終年度に達成状況の確認と見直しを行います。なお、この計画期間中であっても、状況の変化等により見直しの必要性が生じた場合は、計画の見直しを行うものとします。

(年度)								
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
計画策定	第 3 期佐用町子ども・子育て支援事業計画							
					評価・次期計画策定	次期計画 (令和 12 年度～)		

計画の基本理念

家族の協力による子育て、行政、民間、地域の連携など、まち全体をあげての子育て支援の実現を通じて、次代の主役である子どもがのびのびと育ち、元気や活力があふれるようなまちの実現に向け、次を基本理念とします。

のびのび佐用
みんなが笑顔で育つまち

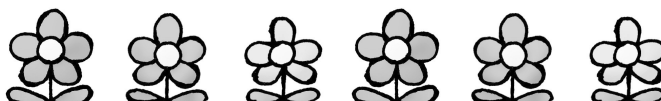
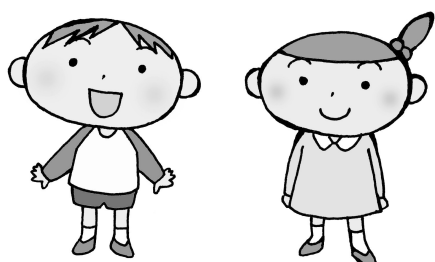
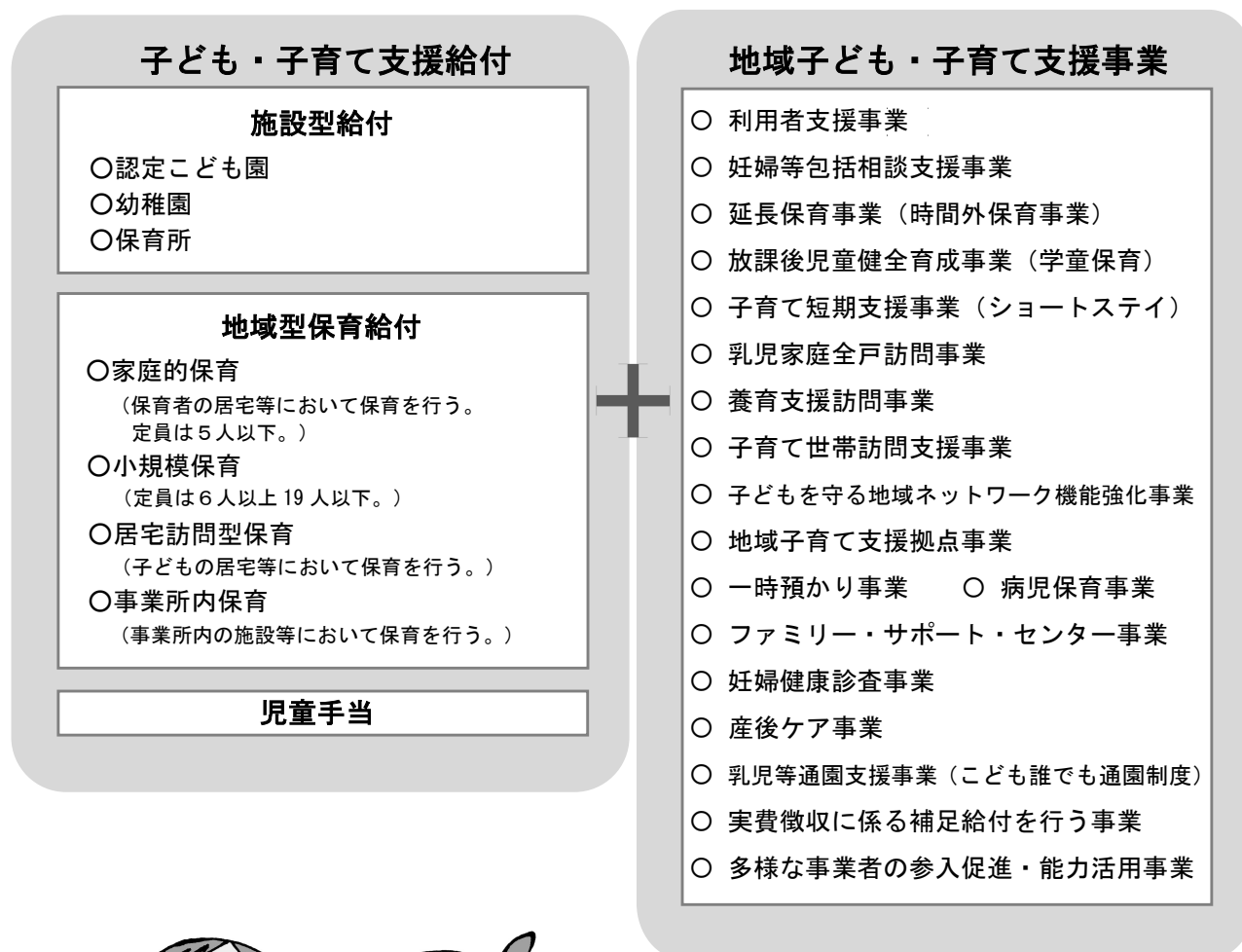
子ども・子育て支援制度

子ども・子育て支援制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

主な取り組み内容

- ① 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会づくり
- ② 幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上
- ③ 幼稚園と保育所の機能をひとつにした「認定こども園」の普及促進
- ④ 子どもが減ってきている地域の子育てについても支援

子ども・子育て支援制度の全体像



計画の基本目標と施策の展開

基本目標

子どもの成長を支える 教育・保育の環境づくり

次代の担い手である地域の子どもたちが家庭を築き、子どもを生み育てる喜びを感じていけるように、親と子の学習の機会や場の整備を推進します。また、男女ともに働きやすい環境を整えるため、教育・保育サービスの充実を目指します。

子どもが健やかに 生まれ育つ環境づくり

子どもが健やかに生まれ、育つことができる環境の実現に向けて、「健康さよう 21」との連携を図り、子どもとその家族の健康を支援します。また、支援を必要とする子どもに対して、手厚い支援を行い、多様なサービスの充実に努めます。

施策の展開

1

子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり

→詳細は5・6ページへ

(1) 教育・保育の提供区域の設定

(2) 教育・保育サービスの充実

(3) 地域子ども・子育て支援事業の充実

(4) 質の高い教育・保育の推進

2

子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

(1) 妊娠・出産の支援

妊娠・出産支援事業、不妊治療支援事業など

(2) 子どもとその家族への健康支援

健診事業、健康相談・健康教育事業、予防接種事業

(3) 虐待防止への支援

児童虐待の予防・早期発見、相談窓口、命の授業

(4) 発達に対する支援

各種乳幼児健診等のフォロー教室、保育園巡回相談

(5) 障がい児施策の充実

障がい児支援の充実、療育相談事業、子どもと家族への支援

(6) 育児・子育て制度の充実

町内保育園のおむつ無償化、育児・子育て支援クーポン

(7) 医療費助成制度の充実

医療費助成事業

(8) ひとり親家庭の自立支援の推進

児童扶養手当事業、福祉医療費給付事業、低所得家庭支援事業

子ども・子育てを地域で 支え合う環境づくり

まちが一体となって子どもたちを見守ることができる子育て支援サービスを推進します。また、子どもを安心して生み育てることができる安全なまちを目指して、犯罪を未然に防ぐまちづくりを推進します。

子育てと仕事が 両立できる環境づくり

ワーク・ライフ・バランス、男女や世代間の意識改革、様々な価値観を認め合う地域づくりや男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進します。さらに家族全体で協力して子どもを生み育てていくことができる環境づくりに努めます。

3 子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり

(1) 子育て支援ネットワークづくり

情報発信・相談支援の充実、子育て応援グループへの支援

(2) 子どもの健全育成の推進

町青少年育成センターの相談・巡回、町青少年問題協議会の開催

(3) 安全・安心なまちづくりの推進

防犯環境の整備、交通安全対策の推進、道路・施設・公園等の整備

(4) 次世代の親の育成

中高校生と乳幼児との交流事業、切れ目のない支援

(5) 食育支援

学校給食における食育の推進、食育の推進事業

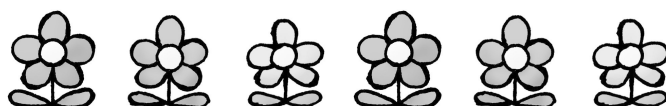
4 子育てと仕事が両立できる環境づくり

(1) 子育てと仕事が両立できる就労環境の充実

子育てと仕事が両立できる就労環境づくり

(2) 男女共同参画の意識啓発

男女共同参画の意識啓発



量の見込みと確保方策

教育・保育の提供区域

本計画では、全町的な取り組みやまちの構想に基づき、迅速かつ柔軟に対応できる点を加味し、広域的に圏域を捉え、1圏域に設定します。

認定の区分

新制度では、3つの認定区分に応じて幼稚園や保育所等の利用できる施設が決まります。施設等の利用を希望する場合には、認定を受ける必要があります。

認定区分、利用施設

- | | | |
|------|----------------------|----------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上、教育を希望 | → 幼稚園、認定こども園 |
| 2号認定 | 満3歳以上、保育の必要性認定、保育を希望 | → 保育所、認定こども園 |
| 3号認定 | 満3歳未満、保育の必要性認定、保育を希望 | → 保育所、認定こども園、地域型保育事業 |

(年度)

教育・保育サービス	単位	量の見込み				
		R7	R8	R9	R10	R11
1号認定 (3歳～5歳、教育希望)	実人/年	18	17	16	15	14
2号認定 (3歳～5歳、保育必要・保育希望)	実人/年	154	136	120	106	93
3号認定 (0歳～2歳、保育必要・保育希望)	実人/年	94	87	81	75	69
合 計	実人/年	266	240	217	196	176

佐用町では、令和6年度現在で待機児童は0人です。今後も量の見込みに対する確保量は満たしていきます。

就学前から学校教育へのスムーズな接続を図るとともに、近年の少子化に伴う園児数の減少と保護者のニーズを鑑みて、保育園の規模適正化を検討していきます。

地域型保育事業（家庭的保育事業等）については、引き続き保護者のニーズを把握し、必要性について検討していきます。



(年度)

地域子ども・子育て支援事業	単位	量の見込み				
		R7	R8	R9	R10	R11
利用者支援事業（さようこども家庭センター）	カ所	1	1	1	1	1
妊婦等包括相談支援事業	延人／年	150	150	135	135	120
延長保育事業（時間外保育事業）	実人／年	0	0	0	0	0
放課後児童健全育成事業（学童保育）	実人／月	180	180	175	170	165
子育て短期支援事業（ショートステイ）	延人／年	24	24	24	24	24
乳児家庭全戸訪問事業	実人／年	50	50	45	45	40
養育支援訪問事業	実人／年	65	65	65	65	65
子育て世帯訪問支援事業	実人／年	24	24	24	24	24
地域子育て支援拠点事業	実人／年	150	150	130	130	130
一時預かり事業	延人／年	291	279	269	255	243
病児保育事業	延人／年	40	40	40	40	40
ファミリー・サポート・センター事業	延人／年	20	15	15	15	15
妊婦健康診査事業	実人／年	50	50	45	45	40
産後ケア事業	実人／年	8	8	8	7	7
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	延人／年	75	75	75	75	75

ほとんどの事業において、量の見込みに対しての提供体制は確保できるとみており、今後の保護者ニーズに応じて、さらなる体制の充実に努めます。

質の高い教育・保育の推進

○職員の資質向上

職員一人ひとりが実践や研修を通じて、職務の専門性を高め、喜びや意欲をもって教育・保育にあたることができるよう努めます。

○就学前教育・保育から就学後の連携体制の整備

指導方法や内容の連携を深めるとともに、小学校へのスムーズな接続を目指し、「つながりあうカリキュラム」を共通理解し、実施していきます。

○多様なニーズに応じた地域子育て支援事業の充実

すべての子育て家庭を支援するために、地域における様々な子育て支援の充実に図ります。また、さようこども家庭センター（健康福祉課）を拠点とした利用者の支援に努めます。

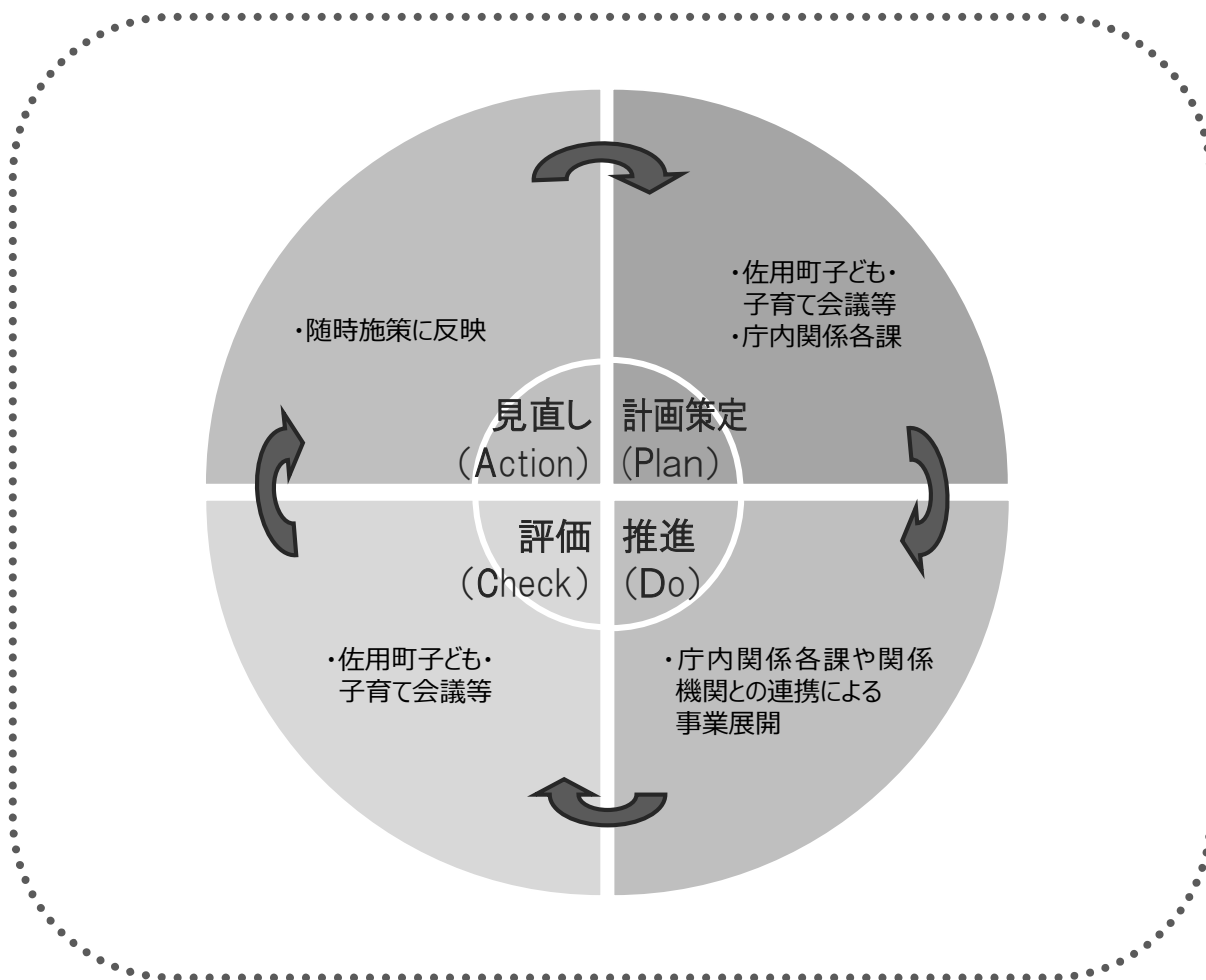
計画の推進に向けて

本計画の推進にあたり、住民へ広く周知するとともに、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）を活用し、各年度において計画の実施状況を把握し、取り組みの改善や充実に反映させていきます。

推進体制

計画の推進には様々な分野での関わりが必要であり、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域、企業、その他関係機関・団体等と行政との連携・協働により取り組みます。

本計画で定めた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策の実施状況については、「佐用町子ども・子育て会議」等に報告し、内容の確認と今後の施策の方向性について意見を聴取するなどの点検・評価を行います。



第3期佐用町子ども・子育て支援事業計画 【概要版】

発行年月：令和7年3月 発行 編集：佐用町 健康福祉課 子育て・福祉室
〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1
TEL：0790-82-0661 FAX：0790-82-0144